

## セーフティネット融資 あんしん借換資金（緊急枠）要綱

### 1 目的

この融資制度は、不況の長期化等により、売上げ等が減少している中小企業者等への円滑な資金供給を図るため、必要な事業資金を融通し、経営の継続・再生・安定を図ることを目的とする。

### 2 融資対象資金

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

### 3 融資対象

京都市内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者並びに中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、次のいずれかの要件を満たすもの

- (1) 最近3箇月の売上高等が前年同期の売上高等と比べて5%以上減少しているもの
- (2) 原油価格の上昇により、製品の製造等に係る売上原価のうち、20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格等の引上げが著しく困難であるため、最近3箇月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っているもの
- (3) 最近3箇月間の原材料費等が前年同期の原材料費等に比して10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化しているもの
- (4) 最近3箇月間の月平均売上高営業利益率が前年同期比で20%以上減少しているもの
- (5) セーフティネット融資（中小企業下支え資金及び中小企業再生支援資金を除く）を受けており、借換を行うことで経営の改善や安定が見込まれるもの

ただし、新型コロナウイルス感染症対応資金又は伴走支援型経営改善おうえん資金から借換を行う場合は、京都市及び京都府並びに保証協会の協議を要する。

- (6) 中東情勢等の影響を受けており、次のいずれかに該当するもの
  - ア 最近1箇月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少することが見込まれるもの
  - イ 最近1箇月間の売上高総利益率が前年同期に比べて10%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の月平均売上高総利益率が前年同期に比べて10%以上減少することが見込まれるもの
  - ウ 最近1箇月間の売上高営業利益率が前年同期に比べて20%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の月平均売上高営業利益率が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれるもの

- (7) 京都市長又は京都府知事が別に指定する突発的事象の影響を受けて経営の安定に著しい支障を来しているもの（以下「緊急指定制度」という。）

## 4 融資条件

### (1) 融資限度額

ア 有担保の場合 2億円以内

イ 無担保の場合 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額(普通保証)の範囲内とする。

### (2) 融資利率

年1.8%(固定金利)

また、緊急指定制度については、必要に応じて別に定めることとする。なお、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

### (3) 融資期間

10年以内

ただし、緊急指定制度については、必要に応じて別に定めることとする。また、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

### (4) 返済方法

原則として元金均等月賦返済

ただし、必要により2年以内の据置期間を認める。

### (5) 保証人・担保

保証協会の保証付

保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は原則徴求しない。

担保は必要に応じて徴求することとする。

## 5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行

京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合

三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

## 6 融資の手続き

### (1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

### (2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書(取扱金融機関所定)に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書(保証協会所定)

イ 試算表等

ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

エ 市民税の納税証明書

オ 必要に応じ登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、定款の写し

カ 必要に応じあんしん借換資金緊急枠に係る申告書又は緊急指定制度申立書

キ 売上高等減少申告書(中東情勢対応用)

ク その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

## 7 関係機関の事務処理

### (1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込を受け付けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

### (2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

### (3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

## 8 その他

(1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。

(2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の経営支援緊急融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 3 日から施行する。